

税制改正建議の重要論点

◆ 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること ◆

(1) 災害損失控除をなぜ要請しているか

(2) 具体例で考える

- ・ 41 歳男性（扶養家族 妻一人） 年収 460 万円
- ・ 5 年前に取得した家屋（木造 45 坪）を災害によりすべて失い
- ・ 災害により 1000 万円の保険金の給付を受けた場合
- ・ 現行の雑損控除制度では、どのような弊害があるか

(1) 災害損失控除を何故要請しているのか

- ・現在の雑損控除は、(ア)か(イ)のいずれが多い方の金額を雑損失としてその年分の所得から控除する仕組みです。

$$(ア) \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{災害、盗難、横領} \\ \text{による損失額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{保険金、損賠賠償金など} \\ \text{で補填される金額} \end{array} \right] \right\} - \text{総所得金額等} \times \frac{1}{10}$$

(イ) 災害関連支出 - 5万円

- ・災害による損失は、盗難や横領による損失と同じ扱いで、雑損控除の計算式の中で所得から控除される仕組みです。
- ・控除しきれない損失の額は、その後3年間の総所得金額等から繰り越して控除することが認められます。
(東日本大震災時は5年間)

- ・東日本大震災時に次の弊害がありました。

- ① 盗難又は横領による損失よりも、災害による損失は多額になります。
- ② 激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでに相当の期間を要します。
- ③ 東日本大震災を経験しての実感として、控除の対象範囲が狭い。

損失が切り捨てられ、納税者の担税力を反映しない課税

- ・弊害を解消するため

- ① 災害による損失を盗難や横領による損失と同列に取り扱わずに、雑損失から独立した災害損失控除を創設すべきです。
- ② 経済基盤の回復を鑑みて、損失の繰越期間は10年以上にすることが適当です。
- ③ 災害損失の控除の順番は、雑損失の控除 ⇒ 災害損失控除 の順番とすべきです。
- ④ 避難のための移転費用や、避難後に継続して負担せざるを得ない避難費用を災害損失控除の対象としていただきたい。

(2) 具体例で考える

第一表 (平成二十九年分以降適用)

収入金額等	所得金額	雑損控除の繰越期間
事業所得	事業所得	雑損控除の繰越期間は他の所得控除は控除不可!
不動産所得	不動産所得	
給与所得	給与所得	
雑所得	雑所得	
合計	合計	

第二表 (平成二十九年分以降適用)

雑損控除	2,000万円
家財	1,100万円
損害金額	3,100万円 ①
保険金	1,000万円 ②
総所得金額×10%	31.4万円 ③
①-②-③	= 20,686千円

第一表 (平成二十九年分以降適用)

収入金額等	所得金額	雑損控除の繰越期間
事業所得	事業所得	雑損控除の繰越期間は他の所得控除は控除不可!
不動産所得	不動産所得	
給与所得	給与所得	
雑所得	雑所得	
合計	合計	

第二表 (平成二十九年分以降適用)

雑損控除	2,000万円
家財	1,100万円
損害金額	3,100万円 ①
保険金	1,000万円 ②
総所得金額×10%	31.4万円 ③
①-②-③	= 20,686千円

第四表付表 (二)

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	83	3,140,000円
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	82	17,546,000円
特定雑損失以外の雑損失の金額	84	
特定雑損失の金額		

雑損控除の額

2,000万円超!

3年で控除しきれない!

◆41歳男性 (扶養家族 妻一人・年収460万円) が、5年前に取得した家屋 (木造45坪) を災害によりすべて失い、1,000万円の保険金の給付を受けた場合の雑損控除の計算例◆

<雑損控除の弊害を災害損失控除の創設により解消>

- 2000万円超の多額の損失が盗難や横領と同様に「雑」損失という取扱い
 - ➡ 災害による損失は、**災害損失控除**という新しい控除を創設する。
- 雑損失を全て利用するには、5.5年 (17,546千円÷3,140千円) が必要。繰越期間3年では多額の損失が切捨て
 - ➡ **繰越期間は10年程度に延長する。**
 - 他の所得控除の切捨てを回避するために必要な年数は11年 (17,546千円÷(3,140千円-1,553千円))。
- 雑損失の繰越期間は、他の所得控除が年間155万円 (社会保険料控除74万円、配偶者控除38万円、生命保険料控除5万円、基礎控除38万円) 切捨てられる。適切な担税力に対する課税のためにも切り捨てを回避すべき。
 - ➡ 控除は、**雑損控除** → **他の所得控除** → **災害損失控除** の順番にする。

(補足事項)

◆ケース その1 …… 母と子供一人を扶養にしている

前頁の事例（41歳男性（扶養家族 妻一人・年収 460万円）応用で、母親と子供一人（18歳未満）を扶養にしていると想定すると、損害金額が210万円（18歳以上 一人 130万円、18歳未満 一人 80万円）だけ加算され、損害金額は3,310万円（3,100万円+210万円）になる。

- ・ 雑損控除の額 : 3,310 万円 - 1,000 万円 (保険金額) - 31.4 万円 (所得金額×10%) = 2,278.6 万円
- ・ 繰越額 : 2,278.6 万円 - 314 万円 (被災年分の所得金額) = 1,964.6 万円

⇒ 雑損失を全て利用するためには **6. 2年** (1,964.6万円 ÷ 314万円) が必要

◆ケース その2 …… 被災により転職を余儀なくさせられる

転職等により被災前の年収 460万円が被災後は年収 400万円に減収となった場合

	被災前		被災後
年収	460万円	➡	400万円
所得金額	314万円		266万円

- ・ 雑損控除の額 : 3,310 万円 - 1,000 万円 (保険金額) - 26.6 万円 (所得金額×10%) = 2,283.4 万円
- ・ 繰越額 : 2,283.4 万円 - 266 万円 (被災年分の所得金額) = 2,017.4 万円

⇒ 雑損失を全て利用するためには **7. 5年** (2,017.4万円 ÷ 266万円) が必要